

八幡宮造営事

弘安四年五月二六日 六〇歳

此の法門申し候事すでに廿九年なり。日々の論義、月々の難、両度の流罪に身つかれ、心いたみ候ひし故にや、此の七八年が間年々に衰病すいびょうをこり候ひつれども、な斜のめにて候ひつるが、今年けふんは正月より其の気分出来して、既に一期をわりになりぬべし。其の上よわい齢既に六十にみちぬ。たとひ十に一つ今年はすぎ候とも、一二をばいかでかすぎ候べき。忠言は耳に逆らひ良薬は口に苦しとは先賢の言ことばなり。やせ病の者は命をきらう、佞人ねいじん いさは諫めを用ひずと申すなり。此の程は上下の人々の御返事申す事なし。心もものうく、手たもたゆき故なり。しかりと申せども此の事大事なれば苦を忍んで申す。ものうしとおぼすらん。一篇きこしめすべし。村上天皇さき ちゅうしよおう、前の中書王の書を投げ給ひしがごとくなることなかれ。

さては八幡宮の御造営ごぞうえいにつきて、一定いちじょう 識 奏ざむそうや有らんずらむと疑ひまいらせ候なり。を親やと云ひ、我が身と申し、二代が聞きみにめしつかはれ奉りて、あくまで御恩身のみなり。設ひ一事相違すとも、な何むのあらみかあるべき。わがみ賢人ならば、設ひ上よりつかまつるべきよし仰せ下さるゝとも、一往はなに事につけても辞退すべき事ぞかし。幸ひに讒臣ざんしん等が、こと事を左右によせば悦んでこそあるべきに、望まるゝ事一とがの失なり。此はさてをきぬ。五戒を先生せんじょうに持て今生こんじょうに人身を得たり。されば云ふに甲斐なき者なれども、国主等謂れなく失にあつれば守護の天のいかりをなし給ふ。況んや命をうばわるゝ事は天の放ち給ふなり。いわうや日本国四十五億八万九千六百五十九人の男女をば、四十五億八万九千六百五十九の天守まぼり給ふらん。然るに他国よりせめ来たる大難は脱のがるべしとも見へ候はぬは、四十五億八万九千六百五十九人の人々の天にも捨てられ給ふ上、六欲・四禅・梵釈・日月・四天等にも放たれまいらせ給ふにこそ候ひぬれ。然るに日本国の国主等、八幡大菩薩をあがめ奉りなばなに事のあるべきと思はるゝが、八幡は又自力叶ひがたければ、宝殿を焼きてかくれさせ給ふか。然るに自みずからの大科だい かをばかへりみず、宝殿守を造りてまぼらせまいらせむとおもへり。日本国の四十五億八万九千六百五十九人の一切衆生が、釈迦・多宝・十方分身の諸仏、地涌と娑婆と他方との諸大士、十方世界の梵釈・日月・四天に捨てられまひらせん分齊の事ならば、は僅づかなる日本国の小神天照太神しょうしん・八幡大菩薩の力及び給ふべしや。其の時八幡宮はつくりたりとも此の国他国にやぶられば、く凹ぼきと処ころにちりたまり、ひ塵きと低ころに水あつまると、

日本国の上一人より下万民にいたるまで^{沙汰}さたせむ事は兼ねて又知れり。八幡大菩薩は本地は阿弥陀ほとけにまします。^{えもん たいふ}衛門の大夫は念仏無間地獄と申し、阿弥陀仏をば火に入れ水に入れ、其の堂をやきはらひ、念仏者のくびを切れと申す者なり。かゝる者の弟子檀那と成りて候が、八幡宮を造りて候へども、八幡大菩薩用ひさせ給はぬゆへに、此の国はせめらるゝなりと申さむ時はいかゞすべき。然るに天かねて此の事をしろしめすゆへに、御造営の大^番ばん^匠しやうをはづされたるにやあるらむ。神宮寺の事のはづるゝも天の御計らひか。其の故は去ぬる文永十一年四月十二日に、^{だいふう}大風ふきて其の年他国よりおそひ来たるべき前相なり。風は是天地の使ひなり。まつり事あらければ風あらしと申すは是なり。又今年四月廿八日を迎へて此の風ふき来たる。而るに四月廿六日は八幡^棟むね上げと^{うけたま}承はる。三日の内の大風は疑ひなかるべし。蒙古の使者の、貴辺が八幡宮を造りて此の風ふきたらむに、人わらひさたせざるべしや。

返す返す穩便にして、あだみうらむる気色なくて、身をやつし、下人をも^具ぐせず、よき馬にもものらず、の^鋸こぎり・かなづち手にもち^鐘こしにつけて、つねにえめる^笑すがたにておわすべし。此の事一事もたがへさせ給ふならば、今生には身をほろぼし、後生には悪道に^お墮ち給ふべし。返す返す法華経うらみさせ給ふ事なかれ。恐々。

五月廿六日

日 蓮 花 押

^{たい ふ さかん}大 夫 志 殿

兵 衛 志 殿